

令和3年度 第1回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 令和3年10月20日(水) 午後3時～午後5時
- 2 場 所 さいたま市役所本庁舎別館 2階 第4委員会室
- 3 出席者
 - (1) 委員 新井 通巧 委員 清水 節男 委員
池田 一義 委員 野中 味恵子 委員
江口 幸治 委員(会長) 廣澤 健一 委員(職務代理)
小風 明 委員 松本 敏雄 委員
佐藤 理恵 委員
 - (2) 事務局 総務局長、人事部長、職員課長 外6名
 - (3) 議会局 総務部長、秘書総務課長 外1名
- 4 欠席者 重川 純子 委員
- 5 傍聴者 なし
- 6 審議項目 議題1 審議会資料説明について
議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について
- 7 議事の経過
 - (1) 委嘱状の交付
 - (2) 市長挨拶
 - (3) 委員の紹介
 - (4) 事務局等職員の紹介
 - (5) 会長の選出及び職務代理者の指名
 - (6) 審議会運営方法に関する要綱等の説明
 - (7) 審議
 - 議題1 審議会資料説明について
 - 議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について
 - (8) 事務連絡
 - (9) 閉会

8 審議内容

- (1) 委員の互選により江口委員を会長に選出
- (2) 江口会長が廣澤委員を職務代理者に指名
- (3) 審議会運営方法の確認
 - ・ 事務局から、配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<委員名簿・条例等>」に基づき、審議会条例、審議会運営要綱等について説明。

(4) 審議事項

議題1 審議会資料説明について

① 【事務局から配布資料について説明】

- ・ 配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第1回資料>」

② 【委員の意見・質問及び事務局の説明・回答】

- ・ 民間給与実態調査について、市内の事業所中、120事業所を無作為で抽出しており、毎年調査対象事業所は固定ではないという理解でよいか。

⇒ お見込みのとおり。

- ・ その場合、120事業所の内訳が年により変化すると思われるが、歴年の比較をした際に同じ母集団から調査を行ったと評価ができるのか。

⇒ 母集団となる市内の465事業所中、毎年のように調査対象となる事業所もあれば、調査対象として抽出しても調査に協力いただけない事業所もある。その年によって、調査に協力いただける事業所が変わる場合もあるため、調査対象を固定することは難しいと思われる。なお、コロナ禍にある病院の厳しい経営状況から、昨年に引き続き、病院を調査対象から除外している。

- ・ 今年の民間給与実態調査によれば、民間給与との差が82円とのことだが、毎年それほど民間との差はないのか。

⇒ 毎年民間給与との差については、会議資料P7の表のとおり、それほど差は生じていない。

- ・ 会議資料P4の表の一般職の給与の改定状況と国の指定職の特別給をみると、令和3年度は一般職の特別給の改定が△0.15月、国の指定職が△0.10月と異なっているが、どのような要因で2つの値が乖離するのか。

⇒ 平成15年度以降の指定職の支給月数については、平成14年度の指定職と一般職の支給月数を基準とした比率を維持するように、その後の指定職の支給月数を決定しているためである。

議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について

配布資料及びこれまでの事務局の説明を踏まえ、現行の市議会議員及び市長・副市長の期末手当の額等の改定の必要性について、委員の意見を聴取。

【各委員の主な意見】（欠席委員から事前にいただいた意見を含む） 《月例給・特別給について》

- ・ 月例給については、一般職の改定状況等を踏まえると、据置きが妥当と考えざるを得ない。特別給については、コロナ禍の中で我慢を強いられている市民感情や飲食店に比べて手厚い補償の無かった中間業者の方々の状況、新型コロナウイルス感染症対策を行ってきた行政への不満等を考えると、引下げはやむを得ないと考える。
- ・ 月例給については、他の政令指定都市との比較や、一般職の給与改定の状況との均衡という観点から、据え置くことが妥当と考える。特別給については、国における指定職の改定状況等を踏まえると、引下げが妥当と考える。
- ・ 本審議会の報酬等の改定に関する基本的な考え方に基づけば、制度の安定性や継続性という観点から見直す必要は無いとの考えから、市人事委員会勧告に基づく一般職の改定状況等をベースに判断すると、月例給については据置き、特別給については引下げが妥当と考える。
- ・ 昨今の自然災害や、コロナ禍による自粛によって、経済状況はかなり厳しい状況にあると考える。しかし、民間と公務員との月例給の比較や一般職の給与改定を考慮すると、月例給については、据置きが妥当と考える。特別給については、一般職の特別給の減額勧告、民間での支給割合、国の指定職の改定状況を考慮し、改定の必要があると考える。
- ・ 一般職の改定状況等を踏まえると、月例給については、据置きが妥当と考える。特別給については、政令指定都市の中では月例給を含む年間支給額が平均に近い水準にあるということであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という特別な事情の中での市民感情からすると多少の引下げもやむを得ないと考える。

- ・ 月例給については、コロナ禍の厳しい財政状況も考えると引下げも考えられるが、一般職の給料が据置きであることや政令指定都市の中で本市が中位にあること、市議会の本会議や委員会の開催日数が他市に比べて多いこと等を総合的に考えて、据え置くことが適当と考える。特別給については、コロナ禍の中で一層業務の遂行が厳しくなっていると推察するが、財政面で新型コロナウイルス感染症対応による財源不足も懸念されることもあり、国における改定を踏まえて、引下げはやむを得ないと考える。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応に関しては、市長を始め、大変な苦勞をされていると思うが、新型コロナウイルス感染症対応に関しては官民関係なく全ての人が大変な思いをしているところである。その点を鑑みると、月例給については、据置きにしたいと考えるが、特別給については、ある程度引下げということを検討するべきと考える。
- ・ 社会全体が新型コロナウイルス感染症により、思ってもみないような打撃を受け、各企業においては大変厳しい状況が生まれているというのは間違いない。そのような厳しい状況にありながらも、一般職の給料は民間と差が出ていないという市人事委員会勧告に基づく一般職の改定状況を踏まえると、月例給については据置きが適当と考える。特別給については、国の人事院勧告の中で引下げという勧告がなされていることもあり、引下げが適当と考える。

(5) 意見集約

①【会長による各委員の意見集約】

各委員の意見を集約すると、月例給については「据え置くことが適当」との意見であり、特別給（期末手当）については「引下げの改定を行うべき」という全員一致の意見である。したがって、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等のうち、月例給については「据え置くことが適当」、特別給については「引下げの改定を行うべき」とし、報告書を作成することとしたい。

②【委員の意見】

異議なし。